

詐欺と消費者トラブル

増え続ける 詐欺被害

昨年、県内で確認されたなりすまし詐欺の被害は、120件（前年比26件増）、4億364万円（前年比2億4,652万円増）で、被害額は前年比で1.5倍以上となつた。

町内でも今年に入り、国税局を名乗る者から電話があり、マイナンバー制度アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しました。

また、近年では定期購入やもうけ話などの消費者トラブルに関する相談も増えています。

「私は大丈夫！」と思つていいそのあなた。油断していると「いややー！」と思わず声に出るような、思わぬことに巻き込まれるかもしれません。正しい知識を身につけて、自分や身の回りの人を守りましょう。



《詐欺の手口とそのポイント》

事例

還付金詐欺 お金が返ってくるので ATMまで行ってほしい

自治体、税務署、年金事務所の職員などと名乗り、医療費・保険料の過払い金や、一部未払いの年金があるなど、お金を受け取れるという内容の電話をかけてきます。被害者が犯人の指示通りにATMを操作すると、実際には犯人側の口座にお金が振り込まれるという詐欺です。

払い戻しには期限があると焦らせた上で、今すぐ携帯電話を持って近くのATMに向かうように指示をしてきます。

◆ ATMでお金が返ってくることは、絶対にありません。

◆ 公的機関の名を出されても信用せず、お金の話が出たら、家族に相談しましょう。

の名前・写真を悪用した嘘の投資広告を出したり、「必ずもうかる投資方法を教えます」などとメッセージを送るなどして、SNSに誘導し、投資に関するメッセージのやりとりを重ねて被害者を信用させ、最終的に「投資金」や「手数料」などという名目で、ネットバンキング等の手段により金銭等を振り込ませる詐欺です。

一度だまされると、詐欺と気付くまで、お金を何度も振り込んでしまい、1,000万円以上の高額被害になってしまふこともあります。

事例 セミナー」

SNS型投資詐欺 「著名人による無料の投資セミナー」 「必ずもうかる」など、甘い言葉にご用心

投資に「絶対」「確実」はない！ 著名人になりましたニセ広告が急増！



POINT

- ◆投資先が実在しているか・
◆国の登録業者かどうか。
◆「必ずもうかる」「あなただけ」
「といった文言に注意。

事例

SNS型ロマンス詐欺 直接あったことないその人、 本物ですか？

「2人の将来のために投資を」 「結婚するためにお金が必要」は、だましの手口！



A large, stylized checkmark icon inside a purple rounded rectangle, with a yellow ribbon-like shape extending from the top left and right corners.

実際に会ったことがない人からお金の話をされたら要注意。SNS上に公開された写真や翻訳アプリ、A-Iなどを利用すれば、簡単に他人になりますますが、書き、本人の音声、動画を作ることができます。

SNSやマッチングアプリなどを通じて出会った者と、実際に直接会うことなくやりとりを続けることで恋愛感情や親近感を抱いてしまい、金銭等をだまし取られてしまう詐欺です。

結婚に伴う資金調達などを匂わせ、暗号資産の購入や架空の投資を勧め、お金を振り込ませようとしてきます。初めは利益が出たように見せかけますが、実際は虚偽であり、出金しようとすると、さらに送金を求められ、繰り返し金銭等をだまし取られる場合がほとんどです。

SNSやマッチングアプリなどを通じて出会った者と、実際に直接会うことなくやりとりを続けることで恋愛感情や親近感を抱いてしまい、金銭等をだまし取られてしまう詐欺です。

結婚に伴う資金調達などを匂わせ、暗号資産の購入や架空の投資を勧め、お金を振り込ませようとしてきます。初めは利益が出たように見せかけますが、実際は虚偽であり、出金しようとすると、さらに送金を求められ、繰り返し金銭等をだまし取られる場合がほとんどです。

事例

3

フリマアプリで購入した商品が届く前に、相手から「先に出品者の評価をして」と持ちかけられた



Q

フリマアプリで有名ブランドの財布を購入し、代金を支払いました。「出品者の評価をしてくれたら、すぐに商品を発送する」と取引の相手から連絡があり、商品は届いていませんが、出品者の評価をしてもよいでしょうか？

A

商品受取前に出品者の評価をする・させることは、フリマサイトやフリマアプリなど、フリーマーケットサービス（以下、フリマサービス）の利用規約等で禁止されている場合があります。「代金を支払ったのに商品が届かない」などのトラブルが起こることがあるので、出品者から求められても応じないようにしましょう。事前に利用規約等をよく確認し、禁止されている行為は絶対に行わないようにしましょう。

解説

質問事例のように、購入者が商品受取前に出品者の評価をした場合、実際には商品が届いていなくても、商品を受け取ったとみなされ、出品者は商品を発送しなくても売上代金を入手できてしまう可能性があります。もしもこのようなトラブルが起こっても、商品受取前に出品者の評価がされれば、フリマサービス運営事業者による対処が難しくなります。トラブルを未然に防止するため、大手のフリマサービス運営事業者では、自社を介して商品代金を支払う仕組みや、禁止行為などが設けられています。

ただし、取引をするかどうか、信頼できる相手かどうかは、利用者が自らの責任で判断する必要があります。また、多くのフリマサービスが、トラブルが起こってしまった場合に、当事者間で自己解決を図ることを利用規約で定めています。自己責任の心構えが欠かせないことを、よく理解した上で利用しましょう。

不安を感じたらご相談ください

【消費者トラブルに関する相談先】

全国共通 消費者ホットライン 電話 188（いやや）
南会津町消費生活相談窓口（町民の方専用相談窓口）
電話 0241-62-5054 メール shouhi@minamiaizu.org
※平日午前9時から正午、午後1時～午後4時

【詐欺に関する電話先】

警察相談専用窓口 電話 #9110

【被疑者に関する情報を寄せください】

匿名通報ダイヤル 電話 0120-924-839
※特殊詐欺の闇バイトに関する情報をお寄せください。（有力情報には最大100万円）

《よくある消費者トラブルのQ & A》

事例

1

「通信料が安くなる」と言われプロバイダーを変更したが、安くならなかった！



Q

電話で「今より通信料が安くなる」と勧誘されプロバイダーを変更しましたが、安くなりません。解約したいのですが、どうすればよいですか？

A

契約書面受領日から8日以内であれば、初期契約解除制度により契約を解除することができるで、簡易書留など、送付した記録が残る方法で事業者に通知を出しましょう。ただし解除にあたり利用した分のサービス料等の支払いが必要な場合もあります。また、虚偽説明など勧誘に問題があった場合は契約の取消しができる可能性があります。

解説

インターネットを利用するためには、通信回線事業者だけでなく回線に接続する事業者（プロバイダー）との契約が必要です。プロバイダーとの契約については、契約相手や内容を理解しないまま契約してしまったり、事業者の説明不足が原因と考えられるトラブルが起こっており、「大手電話会社からの電話だと思い契約したが、そうではなかった」、「電話勧誘を受け、よくわからないまま遠隔操作で契約を変更してしまった」などの事例があります。

事例

2

1回だけ試すつもりが、翌月も送られてきた健康食品

Q

通信販売で、割引価格の健康食品を1回だけ試すつもりで購入したところ、同じ商品が翌月も送られてきました。広告を再度確認すると、「3回以上の商品購入が条件」と書かれていました。解約・返品できるでしょうか？

A

健康食品などの通信販売で、「定期購入」が条件となっており、その期間は解約ができない契約が増えています。購入前には、販売サイトの広告表示や最終確認画面を見て、契約条件や解約・返品ルールをよく確認しましょう。

解説

インターネット通販をはじめ通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。購入者の都合で返品できるかどうか、返品できる場合の送料負担などの条件（返品特約）は、販売サイト上の表示内容に従うことになります。返品特約の表示がない場合には、商品到着後8日間以内であれば、購入者が送料を負担して返品することができます。個々の契約により返品の条件は異なるため、注文前には必ず内容を確認しておきましょう。